

氏名・（本籍） 内本 充統（山口県）

学位の種類 博士（社会学）

報告番号 甲 第129号

学位授与年月日 2017（平成29）年3月19日

学位授与の要件 学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）

第4条第1項該当

論文題目 「施設の時代」—イギリス1834年改正貧民法下における児童の施設養育に
関する歴史的研究（1834-1948）

審査委員（主査） 大友 昌子

村上 隆

斉藤 尚文

論文審査概要および審査結果

1. 論文の概要

本論文は、イギリス1834年改正貧民法下の114年間に及ぶ貧困児童の施設養育の変遷を明らかにした歴史的研究であり、また貧困児童の施設養育という社会事象に即して、これをとりまく政治、経済、文化などに多角的に着目した歴史社会学的手法を取り入れた実証的な研究論文である。

親と暮らせない児童をどのように育てるか、という課題はいつの時代にも、どの社会においても発生する課題であり、入所施設は古くから用いられてきた方法の1つである。19世紀のイギリスでは、世界に先駆けた産業革命後の著しい資本主義経済の発展のもとで、多数の貧困者が発生し、この貧困者達をどのように管理するかが、国と社会の大問題となった。世界初のエリザベス救貧法（1601）に次ぐ「1834年改正貧民法」は、このイギリス産業社会の成立に対応した抑圧的な貧民管理の法であるとの評価は、これまでの先行研究において定説となっている課題である。

それでは、この「1834年改正貧民法」は、貧困児童にとってはいかなる法であったのだろうか。本論文の問題意識は、執筆者の言葉で表すと次の2点である。

1. 1834年改正貧民法は貧困児童にとって管理と抑圧の法制度であったのか。
2. もしそうであれば、1834年改正貧民法施行期間の施設養育によって、貧困児童はどのように扱われたのか。

以上の問題意識に対応して、本論文は全三部14章および資料から構成され、以下のような点を実証的に

検討している。

1. 1834年から本法廃止の1948年まで114年間の長期スパンを取りあげ、これを施設養育児童数の実数の変遷をベースとして「第Ⅰ部 施設養育の確立期」「第Ⅱ部 施設養育の隆盛期」「第Ⅲ部 施設養育の終焉期」の3期に時期区分した。その上で、各期間の児童の施設養育の実態と特質を明らかにするとともに、その前後の時期からこの期間を相対化して、イギリスにおける「施設の時代」の成立から終焉までを、その変遷の要因とともに明らかにした。この結果、貧困児童をめぐる施設養育の限界性が明らかとなり、イギリスの児童養育システムが里親制度を核とする家庭的養育へと転換する背景が明らかとなった。
2. 貧困児童の施設養育は、各期において多様な施設種類や運営が官民によって取り組まれたが、その全体構造を可視化し、ことに福祉的な問題意識からの分析アプローチとして施設を児童の生活保障の場として捉え、①施設理念の変遷、②教育訓練の実際、③生活環境や処遇の実際、④各時期の職員・スタッフの質と児童との関係、⑤地域社会との関係の変遷を軸に分析と考察を行った。
3. 幅広く歴史的な行政資料を114年にわたって通年的に分析検証するとともに、地域研究としてシェフィールドの第1次資料を駆使して、児童の施設養育という社会事象を政治、経済、文化など多角的な視点から検証し、歴史社会学的な方法論を意識した分析と考察を行った。

分析と考察の結果、上記の問題意識に対応して、次のような結論を得ている。

1. 1834年改正貧民法は、貧民に対する管理と抑圧の法制度であったが、貧困児童の施設養育では未来の有用市民の育成という目的から、人道的側面を有していた。
2. こうした同法の人道的側面により、児童の施設養育においては、児童の特性に配慮した保護的な処遇内容へと変遷した。

2. 論文の評価

本論文の評価すべき点は以下のようである。

1. 従来のイギリスの貧困児童に焦点をあてた救貧制度史研究にはみられなかった114年間という長いスパンを取りあげた研究で、「施設の時代」というイギリス社会福祉の歴史に新たな時期区分と概念提起を行った。
2. 従来の研究では十分でなかった1834年改正貧民法下の貧困児童の施設養育の種類と形態および運営について、その全体構造を可視化した。
3. 歴史社会学的方法を取り入れて、イギリスの1834年改正貧民法下の貧困児童の施設養育動向を全体的な視野で検証するとともに、地域研究としてシェフィールドの施設養育のシステムとその特質を、第1次資料に基づいてピンポイント研究を行った。
4. とくに民間の慈善団体による施設養育では、女子児童を家事使用人として訓練育成し、この時期の中産階級の生活水準の向上にともなうニーズに貧困児童が対応させられた実態、男子児童は徒弟などの他に、軍隊あるいは植民地へ送り込まれた事実など、様々な施設児童の実態を明らかにした点が注目される。
5. 研究の今日的意義として、現在のイギリスの里親制度へと収斂した児童養育システム成立の背景、ひいては、現代日本の児童養護のあるべき方向性を探るうえでも、重要な示唆を与える研究成果となった。

本論文をめぐる残された課題は次のようである。

1. 本論文の研究成果を、もっと分かりやすく表現すること。
2. 研究論文としての論文構成の整合性をさらに整えること。
3. 論理的な文章執筆に向けて、さらなるブラッシュアップが必要なこと。

以上のような課題はあるものの、本論文の学術的意義および学界への貢献度は高く、学位論文として十分な内容であると認められる。

3. 口頭試問結果

2017年1月13日に口頭試問を実施し、本論文内容についての質疑を行った。論文内容についての質問に対し、十分な回答が得られたことから、受験者は、課程博士（社会学）の学位を授与するに値する知識と見識を有することが認められた。

4. 論文審査結果

本論文を、課程博士（社会学）学位を授与するに値すると認める。